

最高裁秘書第1308号

令和4年5月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月28日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所が、法務省に対し、司法研修所検察教官の推薦を依頼した際の文書（直近の事例に関するもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第1421号

令和4年5月13日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所が、法務省に対し、司法研修所検察教官の推薦を依頼した際の文書  
(直近の事例に関するもの)

2 苦情の申出がされた日

令和4年4月4日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和4年度（最情）諮詢第4号

(2) 謝問日

令和4年5月6日

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(4233)5249(直通)

最高裁秘書第1422号

令和4年5月13日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和4年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年5月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

最高裁判所が、法務省に対し、司法研修所検察教官の推薦を依頼した際の文書  
(直近の事例に関するもの)

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月28日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

なお、検察官を司法研修所教官に充てるに際し、最高裁判所が法務省に対して推薦依頼をしていないため、本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

(2) よって、原判断は相当である。